# 議会改革検討委員会会議録

令和	4	年	1	月	18	Н

本日の会議に付した事件	#
-------------	---

○協議事項

検討項目について

次回の開催日程について

# 出席委員(7名)

委	員		長	加	藤	仁	司	君
副	委	員	長	安	野	裕	子	君
委			員	田	中	利 恵	子	君
委			員	俵		鋼 太	郎	君
委			員	楊		隆	子	君
委			員	篠	原		弘	君
委			員	鈴	木	紀	雄	君

# 事務局職員出席者

事	務	局	長	向	笠	勝		彦
副	事	務局	長	室	伏	正		彦
議	事調査	<b></b> 担当	課長	有	泉	三	裕	紀
副		課	長	髙	橋	洋		子
総	務	係	長	城	所	淳		子
主			任	城	戸	寿		之
書			記	橋	本			昇

午前10時31分 再開

○委員長【加藤仁司君】 皆さん、おはようございます。

ただいまより、議会改革検討委員会を再開いたします。

本日の委員会は、令和3年11月30日に引き続きまして、第2回目の委員会となります。 本委員会については、任意の委員会ではございますが、前回の委員会で、傍聴を許可す ること、ライブ配信及び録画映像配信を行うことについて決定いただいております。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本委員会におきましては、出 入口の扉は開放し、1時間に一度程度、換気を行うとともに、傍聴につきましては、一般 傍聴及び議員各位におかれましても自粛をお願いしておりますので、御承知おきください。 それでは、議事を進めてまいります。

○委員長【加藤仁司君】

初めに協議事項の(1)検討項目についてを議題

といたします。

前回の委員会では、正副委員長の互選、座席の指定に続き、「今後の進め方について」 として、議事の取扱いの確認に加え、本委員会の傍聴、事前周知、議事録や映像配信の扱い、代理議員の出席について協議・決定いただきました。

その後、議長から、本委員会への諮問事項及びその考え方について説明をいただいた際、 私のほうから、今後の進め方として「諮問事項について、法的な位置づけや、従前での検 討経緯などを加えた資料を作成し、皆様にこれを提示した上で、諮問事項全てについて具 体的な協議を行うのか行わないのか、また前回の議会改革推進委員会のときのように、必 要に応じて他の委員会に具体的協議を委任するのかなどについて御協議をいただきたい」 との提案をさせていただき了承いただいたというのが、前回の流れでございます。

前回の委員会での協議を踏まえ、本日、資料を御用意させていただきました。 資料については、大きく分けて「資料1」と「参考資料」となってございます。

「資料1 (A3・全5枚)」については、諮問事項に関しての法的な位置づけ、従前の 検討経緯、また現状や課題等を記載したものとなっておりまして、前回の委員会を受け作 成した資料となります。

次に、「参考資料」については、平成30年に設置されました「議会改革推進委員会」での配付資料を参考に作成したもので、県内他市の状況一覧であります。内容は、大きく4分野となっておりまして、具体的には、「議員定数」、「議員報酬」、「政務活動費」、「議会運営」となっております。

それではここで、本日の進め方について御協議いただきたいと思います。

前回の委員会では、資料をもとに「諮問事項全てについて具体的な協議を行うのか行わ

ないのか」、また「前回の議会改革推進委員会のときのように、必要に応じて他の委員会 に具体的協議を委任するのか」について御協議いただくことを予定しておりました。

しかしながら、御覧いただきましたとおり、資料自体も大分ボリュームがございます。

正副委員長といたしましては、本日は「資料1」に基づき、各諮問事項について「提案 内容」及び「諮問事項を取り巻く現状・課題」といったものを確認いただき、一旦、各会 派に持ち帰っていただく形にしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、そのように進めさせて いただきます。

なお、「資料1」に基づく確認でございますが、本日は会派持ち帰りという扱いになったため、趣旨確認という位置づけで進めさせていただきます。

まず、事務局より諮問事項ごとに「提案内容」及び「現状・課題・補足事項」の欄を中心に説明をいただき、その後、各委員から確認等を行っていただく形で進めさせていただきます。なお、確認にあたっては、「資料1」のページ単位で行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1に基づき、順次、確認を行ってまいります。

1ページ目について説明を求めます。

○書記【橋本 昇君】 それでは資料1につきまして、各ページの説明の前に、資料全体に関しての御説明をさせていただきます。

資料1につきましては、御覧のとおり諮問項目(全17項目)に関し、資料の上段にございますように「項目」、「関係する法令等」、「提案」、「以前に協議した際の経緯」「現状・課題・補足事項」、「前回の委員会の検討結果(議会改革推進委員会・平成30年)」を記載したものとなってございます。

まず一番左の「項目」の欄につきましては、諮問事項の案件名を記載したものでございます。また、案件名だけでは趣旨が分かりにくいこと踏まえまして、案件名の下に「提案理由」及び「概要説明」といたしまして、議長からの諮問に「別紙」として付されておりました「会派等からの提案内容」を転記いたしております。

次の「関係する法令等」の欄につきましては、その諮問事項に関連いたします法令等を 記載したものでございます。

次の「提案」の欄につきましては、その諮問事項のもともとの提案者の区分を示したも

のでございます。

次の「以前に協議した際の経緯」につきましては、過去における協議の経過を記載した ものでございます。

次の「現状・課題・補足事項」につきましては、それぞれの諮問事項を取り巻く状況といたしまして、今後の検討にあたり留意すべき点につきまして、事務局の視点をもって記載したものでございます。

最後の「前回の委員会の検討結果」につきましては、平成30年に設置されておりました 「議会改革推進委員会」におきまして、今回と同様の協議が行われていた場合におけます、 その検討結果を記載したものでございます。なお、資料中に下線が付されている箇所がご ざいますが、こちらにつきましては、資料説明に際し、ポイントになると思われる箇所に ついて、事務局側で付したものとなってございます。

それでは、各諮問事項につきまして、「項目」及び「現状・課題・補足事項」、この2つの欄をもって、下線を付した箇所を中心に、ページごとに、順次、説明に入らせていただきます。

お手元の資料1の1ページでございます。

資料1の左上にある「項目」の欄を御覧ください。

まず「議員提案政策条例の体制づくりについて」でございます。

こちらは、議員から政策条例の策定の申し出があった際の体制づくりの強化を趣旨とするものでございまして、議員提案の政策条例に関し、その実効性や議会全体としての考え 方を整理するにあたり、その受け皿となる体制づくりを協議するものでございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

議員提案による条例制定は、政策提案の手法の一つでございますが、従来からの、議員 や会派といった提案の枠組みを超え、議会全体として、行政を横断的に捉えることができ るような受け皿(体制づくり)についても検討していく必要がございます。

次の項目は「議員定数について」でございます。

こちらは、議員定数の適正数について検討することを趣旨とするものでございます。

右側の「以前の経緯」の欄に記載のとおり、当時の議会改革推進委員会におきまして協議が行われ、資料記載のように意見を併記する形で答申がなされております。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

来年4月の市議会議員選挙を踏まえまして、多様な視点から検討する必要がございます。

また、議員定数が変更となる場合には、委員会の委員定数についても検討する必要がございます。

次の項目に移ります。

次の項目は「政務活動費と議員報酬について」でございます。

こちらは、政務活動費の使途内容を踏まえ、政務活動費をゼロとするとともに議員報酬を引き上げることで、政務活動費に係る事務作業の削減及び事務局の負担軽減を図るとする趣旨でございます。

右側の「以前に協議した際の経緯」の欄でございます。

議員報酬の額の増減といたしましては、平成16年に、議長、副議長、議員それぞれ3千円引き下げ、現在に至っております。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

法的には、「政務活動費」と「議員報酬」の位置づけは全く別の性質のものでございま すので、こちらについては別々に考える必要があると考えます。

次の項目に移ります。

次の項目は「常任委員会等委員長手当について」でございます。

こちらは、委員長の負担と責任を考慮し、「手当」を設けてはどうかとの趣旨でございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

地方自治法の規定上、議員に支給できるものは「報酬」、「期末手当」、「費用弁償」のみであることから、独自に「手当」を創設・支給することはできません。他の自治体におきましては、「報酬」の支給区分におきまして「一般議員」と「委員長職にある議員」といったように分けることで、「議員報酬」として額に差をつけているところもございます。この場合、月額報酬額がベースとなります期末手当の額にも影響してくること、また報酬額の引上げに際しましては、特別職報酬等審議会の審議が必要となることなどに留意する必要がございます。

1ページ目の説明につきましては以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 1ページ目の説明が終わりました。

こちらの資料の「提案」という欄において、「議長」と「会派」ということで、代表者 会議のときに各会派から出されたもの、これをまとめて議長の方から諮問を受けておりま すので、資料上の表現は「会派」となっております。これから質疑を受けたいと思ってお りますが、質疑で、案件を出された会派の意向というか思いもあるかと思いますので、この質疑について、該当される会派等がありましたら、その会派の方から答えてもらうというのも必要なのかなと思っております。法的な部分等については事務局の方からの答弁になろうかなと思います。

それでは1ページ目について質疑を受けたいと思います。

○委員【田中利恵子君】 提案趣旨についてはいずれも分かりました。

「議員提案政策条例の体制づくり」というところについてなのですが、「以前に協議をした際の経緯」のところでお伺いしたいところがございます。ここでいう「『議員のサポートを行うことが適当である』との結論に至っている。」とのことですが、ここで言われている「議員のサポート」とは具体的にはどういうことを指すのかについて、確認をさせてください。

以上です。

○書記【橋本 昇君】

前回の「議会改革推進委員会」におきましては、

資料記載のとおり「議会事務局における政策立案(政策条例化)のサポート体制の強化」ということで、法制分野に明るい職員の配置といったものが主であったかと思われます。

しかしながら、今回は、会派からの提案ではなくて、組織といいますか、委員会であるとか議会全体で考えていくスキームが必要ではないかということですので、法制分野に明るい職員の設置や議会事務局のサポートはもちろんなのですか、その政策化に至るプロセスを協議するというような内容として捉えてございます。

以上です。

○委員【篠原 弘君】

「議員提案政策条例の体制づくり」についてのと

ころなのですが、提案理由の下段のところに「申し出があった際の体制づくり」とあります。議員提案条例は、本市議会の場合、3人以上の連署があれば提案できることになっておりますが、この「申し出」というところが非常に気になるのです。3人の連署した方々が「申し出」がなかったら、この仕組みづくりを活用しなくてもよいということになるのでしょうか。そこが少し気になっているんですね。今後の議論の前提としてそこだけ整理しておいていただくとありがたいと思います。つまり連署してあったら、この仕組みづくりを必ず通さなければいけないとするのか、それとも、それはその人たちの任意なんだよということにするのかによって、この体制づくりの考え方が決まってくると思うのですけれども、そこについても含めて議論するということであれば、それはそれで結構なのです

が。

以上です。

#### ○書記【橋本 昇君】

こちらにつきましては、議員からの提案について、

必ずしもこの枠組みを通さなければいけないのかということにつきましては、現段階において決まり等はございません。より効果的な、またリーガルチェックなども含めまして、そういった体制が、どのようなものが後々ふさわしくなってくるのかということも含めまして、検討の一つとして進めていってはどうかと考えてございます。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】

質疑等も尽きましたので、1ページ目の確認を終

わります。

それでは、2ページ目について説明をお願いいたします。

○書記【橋本 昇君】

それでは2ページ目につきまして御説明いたしま

す。

最初の項目は「政務活動費交付額の削減について」でございます。

こちらは、代表者会議での協議を発端とするものでございまして、市の財政状況等を踏まえ、政務活動費の交付額の削減を趣旨とするものでございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

政務活動費の交付額につきましては、本市の財政状況、実際の執行状況等も踏まえなが ら、総合的に検討していく必要がございます。

次の項目に移ります。

次の項目は「政務活動費手引の見直しについて」でございます。

括弧書きといたしまして「インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について」となってございます。政務活動費のより適切な取扱いについて検討することを趣旨とするものでございまして、それぞれ按分での計上と上限額の設定をしようとするものでございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

原則といたしまして、使用実態に合わせて按分いただいているところでございますが、 他の経費同様、インターネット回線使用料及びコピー機リース代につきまして、按分等の 取扱いを手引きに明記すること、また上限額を定める場合には、その額について検討する 必要がございます。 次の項目に移ります。

次の項目は「請願環境の整備について」でございます。

請願の審査にあたりましては、紹介議員は、趣旨弁明の後に、通告なしの質疑を受ける 必要がございまして、請願者との綿密な意思疎通を図らなければならない等の負担が重い ことを踏まえ、審査等も在り方も含めまして、請願を提出しやすい環境を整える必要があ るということを趣旨とするものでございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

本市議会では、陳書審査にあたりまして、委員会審査の場におきまして、陳情者自身が 意見陳述をすることができ、委員会審査の後、本会議での採決も行ってございます。その ため、請願のように紹介議員も必要とせず、また直接に意見陳述の機会もあることから、 請願ではなく、陳情の提出に流れているのではないかと推察されます。

次の項目に移ります。

次の項目は「議会選出監査委員の選任について」でございます。

議会選出監査委員の選任にあたりましては、現在、各会派調整の上、市長あて推薦を行っておりますが、議長、副議長の就任前の役職として認識されている感があることも踏まえ、監査委員の活性化を図る観点から、議長、副議長経験者への門戸を広げ、監査委員についての認識を改めてはどうかとの趣旨でございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

議会選出監査委員の選出につきましては、市長からの依頼、こちらは議会あて候補者の 推薦依頼でございますが、こちらを踏まえまして、最終的に、市議会として絞り込みを行 い、市長あて推薦をしているものでございます。

2ページ目の説明につきましては以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 2ページ目の説明が終わりましたので質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 質疑等もございませんので、2ページ目の確認を 終わります。

それでは、3ページ目について説明を求めます。

○書記【橋本 昇君】 それでは3ページ目につきまして御説明申し上げます。

最初の項目は「全ての会議 (代表質問・一般質問の1回目を除く) での「一問一答方式」の採用について)」でございます。

こちらにつきましては、議会での議論の活性化を図るため、代表質問及び一般質問の1 回目を除く全ての会議におきまして「一問一答方式」を選択できるようにするとの趣旨で ございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

(イ)の表記のところでございます。「一問一答方式」は論点が分かりやすく、また質問事項を深く掘り下げていくこともできますが、その分「一括質疑一括答弁方式」に比べ時間を要することが想定されます。

次の項目に移ります。

次の項目は「常任委員会における報告事項の審査時間の確保について」でございます。 こちらにつきましては、審査の充実を図るため、報告事項について十分に時間をとって 審査しようとする趣旨でございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

(ウ)のところの表記でございますが、常任委員会における「審査時間の確保」にあたりましては、審査日数を増やす方法のほかにも、質疑方法の見直し、こちらは簡潔な質疑の励行、文書質問制度などの補完方法の採用、こういったものも含め、総合的に検討する必要があると考えます。

次の項目に移ります。

次の項目は「常任委員会における報告事項の整理効率化について(文書質問制度の採用について)」でございます。

こちらにつきましては、報告事項が従前と比較いたしましてあらゆる分野に広がり、これに伴い会議時間も長時間に渡っている状況を踏まえ、合理的で効率的な委員会運営に向け、常任委員会における報告事項(所管事務調査)で説明を要するものは重要事項のみとし、その他の事項については、文書質問制度を採用することで対応するとの趣旨でございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

(エ)の表記に関してですが、文書質問制度の導入にあたりましては、その位置づけや 公開有無のほか、執行部への負担も踏まえ、「期間」や「対象」といったものを限定する などの検討が必要と考えます。 ここで「現状・課題・補足事項」の上段を御覧いただきたいと存じます。

3ページにあります3項目につきましては、いずれも「質疑・質問」の在り方に関わってくる内容となってございます。質疑・質問に関しては「審査の充実」と「効率的な議会運営」という観点を踏まえ、「時間(審査時間)」、「量(審査対象)」及び「方法(簡潔な質疑)」、こういったものの在り方、バランスなどを総合的に検討する必要があると考えます。そのため、これらの項目は、一括して検討する必要もあるのではないかとの観点から、「現状・課題・補足事項」の欄につきましては、一本化した形での記載といたしております。

3ページ目の説明につきましては以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 3ページ目の説明が終わりましたので質疑に入ります。

○委員【田中利恵子君】 「現状・課題・補足事項」の欄のところで確認をさせていただきたいのですが、「常任委員会における報告事項の審査時間の確保について」というところで、これは私ども日本共産党が提案しているのですけれども、先ほど、書記からの説明で、「常任委員会における報告事項の審査時間の確保について」ということで、文書質問制度があるというような説明もございました。現在、文書質問制度に係る規定はないわけでありますので、それをもってして、文書質問制度ということも考えられるような観点で、現状の課題を、今から示すというのは、少し踏み込みすぎではないかなと捉えたんですね。ですから、その次の「常任委員会における報告事項の整理効率化について(文書質問制度の採用について)」とありますので、そこを考えると、「現状・課題・補足事項」のところに、文書質問制度の導入について、これを示すような説明は、これは、今から示さない方がよいと考えます。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 これ自体は、質問が相反する形のような捉え方をするんですよね。今ここに出てきている2件は。だから、この後に説明いたしますけれども、各会派どのような思いがあるかとか、また後で聞こうかと思っていたのですが、現状においては、とりあえずこの2件とも議長から諮問をいただいていますので、それぞれが各会派で協議していただいて、それを持ってきてもらうと。またそこで協議するということなので、今、頭のほうから、これはおかしいから消してしまうみたいな、そういうことは考えてはおりませんので、このままの状態で各会派に持ち帰っていただくということで

御了解いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長【加藤仁司君】

書記のほうで整理していただけますか。

○書記【橋本 昇君】

こちらの「現状・課題・補足事項」の欄につきま

しては、全体的に、質疑・質問に関わってくるものですが、一方で、「現状・課題・補足 事項」の欄の上段に記載のとおり、「時間」と「量」と「方法」の点で、相反するような 部分が出てきてしまっているところもございます。それぞれ御提案の諮問事項もございま したので、そこを、それぞれの議論で切ることなく、全体として検討いただきたいとのこ とで、文書質問制度も一つの方策として出ておりましたことから併せて記載させていただ いたものでございます。

○副事務局長【室伏正彦君】 ただいまの御質問というか御意見の中に、この「現状・課題・補足事項」の欄の(ウ)のところに「常任委員会における審査時間の確保にあたっては、審査日数を増やす方法のほかにも」ということで、その部分についても言及するような表現もございます。文書質問制度だけではないということで、総合的に議論する必要があるというふうに表記していると理解してございます。

以上でございます。

〇委員長【加藤仁司君】 それでは質疑等も尽きましたので、3ページ目の確認を終わります。

続きまして、4ページ目についての説明を求めます。

○書記【橋本 昇君】 それでは4ページ目につきまして御説明申し上げます。

最初の項目は「委員会におけるオンライン会議の導入について」でございます。

こちらにつきましては、総務省通知を踏まえ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、やむを得ない理由により、委員が委員会の開催場所への参集が困難である場合などにおきまして「オンライン委員会」を開催できる環境を整えようとする趣旨でございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

本市議会におきましては、総務常任委員会(令和3年2月5日開催)におきまして、オンラインを用いた会議を試行してございますが、これは委員と執行部の部屋を分け、部屋同士をオンラインでつなぐ形のものでございます。こちらは定足数の確保という点から、自宅等からそれぞれの委員が参加するような形ではできなかったものでございます。

これに対しまして、各自が自宅等から参加できる形での「オンライン会議」を開催する ためには、委員会条例等の改正措置のほか、各種環境整備も必要となってきます。

現在、全国市議会議長会等で、標準会議規則や標準委員会条例の改正に向けた検討が行われているとのことから、これらの動向を踏まえ検討する必要があると考えます。

次の項目に移ります。

次の項目は「予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察の在り方について」でございます。

こちらにつきましては、予算特別委員会の現地視察、決算特別委員会の現地査察につきまして、コロナ禍での状況、審査日程、実施効果、これらを踏まえまして、実施の在り方について協議を行おうとする趣旨でございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

本市議会では、従前から現地視察・現地査察を実施してきておりますが、これは法的に 実施しなければならないものではなく、事実上の行為、審査における理解促進といった観 点から実施され、現在に至っているものでございます。

次の項目に移ります。

次の項目は「陳情の取扱について」でございます。

こちらにつきましては、表のうち、まず「以前に協議した際の経緯」の欄を御覧いただ きたいと存じます。

こちらの案件につきましては、議会運営委員会での提案を元にするものでございますが、 「持参された陳情については、全て各委員会に付託され審議されているが、中には個人的 な要望や、毎年同じ内容の陳情が出たり、市外の陳情者や、直接市の事業でないものなどがある」とのことから、「陳情審議として対象とすべき陳情内容と陳情提出者について検討すべき」とする趣旨でございます。

なお、こちらにつきましては、議会運営委員会において数回の協議を経た後、「陳情の 取扱いについては、ひとまず協議を集結して、改めて協議の場を設ける」とのことで了承 され、現在に至ってございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

陳情書の取扱いについては、参考書籍等におきまして「議長は陳情を受理する義務はあるが、その取扱いは、請願と異なり、すべての陳情について採択、不採択の結論を出すことは義務づけられていない」と示されております。先ほどの3ページの項目と同様に、「委員会の審査の在り方」と併せての検討が必要になってくるものと考えます。

4ページ目の説明につきましては以上でございます。

〇委員長【加藤仁司君】 4ページ目の説明が終わりましたので質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、5ページ目について説明を求めます。

○書記【橋本 昇君】 それでは5ページ目につきまして御説明申し上げます。

最初の項目は「議長・副議長選挙における所信表明」でございます。

こちらにつきましては、括弧書きといたしまして「副議長選挙での所信表明の実施、所信表明の市民への公開について」とございまして、所信表明を市民が聞くことは、市民の議会への関心を高める上で大切との観点から、副議長選挙での所信表明の実施及び所信表明の市民への公開を行うとの趣旨でございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

本市議会では、議長・副議長選挙に際し、候補者の絞込みを行ってございますが、これは法的な立候補制と異なるため、選挙による法的拘束力はなく、絞込みをされた候補者が所信表明演説を実施しても、必ずしも選任されるものではございません。また、正副議長の考え方や方針の公開につきましては、「市議会だより」で、正副議長の就任挨拶(議会

運営に対する決意など)を掲載しております。

次の項目に移ります。

次の項目は「議会選出監査委員の選任における所信表明について」でございます。

括弧書きといたしまして「所信表明の実施、所信表明の市民への公開について」となってございます。

こちらにつきましては、所信表明を市民が聞くことは、市民の議会への関心を高める上で大切との観点から、所信表明の実施及び所信表明の市民への公開を行うとの趣旨でございます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

監査委員は「選任」という形になりますので、正副議長選挙とは異なり「選挙」という 形にはなりません。

議会選出監査委員の選出につきましては、市長からの依頼(議会あて候補者の推薦依頼)を踏まえまして、最終的に、市議会として絞り込みを行い、市長へ推薦をしているものでございます。

次の項目に移ります。

最後の項目は「議事録電子化の推進について」でございます。

こちらにつきましては、市民や議員の調査活動に資するという点、議事録閲覧の利便性 向上の観点から、「過去の議事録について電子化を進める」ことを趣旨とするものでござ います。

また、これに関連いたしまして、フイルムによる保存となっている委員会議事録などは、 読み取り機器の劣化や、廃盤も想定されることから、保存が急がれるというものでござい ます。

右側の「現状・課題・補足事項」の欄でございます。

永年保存の公文書は「保存」という観点でマイクロフィルム化が行われていますが、マイクロフィルムについては、写真のネガのようなものでございまして、仕組みも単純でございますことから、データ改ざんがされにくく、メディアとしての耐久性があるといった観点から実施されております。また、マイクロフィルム化につきましては、関係所管と協議の上、総務課の方で調整を図り、総務課の予算をもって実施してございます。公文書の電子的な管理につきましては、今後の、市としての公文書管理の在り方等によってくる部分もございます。

5ページ目の説明につきましては以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 5ページ目の説明が終わりましたので質疑に入ります。

○委員【田中利恵子君】 「議長、副議長選挙における所信表明について (副議長選挙での所信表明の実施、所信表明の市民への公開について)」は、私どもの提 案なんですね。副議長選挙での所信表明の実施、それは何故かと言えば、ここにも書いて ありますように、「所信表明の市民への公開」について、これを行っていきましょうとい う趣旨なんですね。それに対して「現状・課題・補足事項」の欄に、「必ずしも選任され るものではない」というような現状認識なるものがここに掲載されているのですが、これ は趣旨に対する意見がここに書かれてあるような捉え方になってしまうわけですよ。こう いう御意見が今後、各代表から出てくるのはいいと思うのですよ。だけど、今の段階で、 こういった現状認識を示すというのは、これはいかがなものかなと思ってですね、この記

以上です。

述はない方がよいと考えます。

○委員長【加藤仁司君】 これ自体は、現状、本当に事実をうたっただけであって、そこに何の意思も働いていない、このような答えしか言いようがありませんので、捉え方によるものかなと思います。今、田中委員としては、ここは削除してほしいという依頼として受けてよろしいですか。

○委員【田中利恵子君】 「現状・課題・補足事項」のところでは、「必ずしも選任されるものではない」とありますが、そのとおりですよね。ですけど、提案の趣旨は、そうであっても副議長選挙において立候補表明をした立候補者がどういう所信表明を行うのか、そういったことをまず聞きましょうと、市民への公開をしていきましょうと、こういう趣旨なんですね。ですから、是非その辺は十分に分かっていただきたいなということを考えた場合、少し違うかなと捉えたわけです。いろいろな捉え方を市民の方もすると思いますが、是非その辺りについては、よく考えていただきたいなという意見を添えて、この質疑は終わります。

各委員もそのような方向でいいですか。

## [「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長【加藤仁司君】 それでは、そのように進めさせていただきます。 ほかにはよろしいですか。

#### [「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長【加藤仁司君】 それでは5ページ目、最終になりますが、この確認を終わります。

以上で、「資料1」に基づきます諮問事項の確認を終わります。

諮問事項の確認が終わりましたので、冒頭申し上げましたように、次回からの検討に向けて、「諮問事項に対する各会派の考え方」を、今お配りしております「調査票」にて提出をお願いするものでありますが、この調査票の説明に先立ちまして、皆さんに確認させていただきたいことがあります。

それは答申における反映時期についてです。

本委員会の設置期間は「協議終了まで(最長で令和4年10月末を目途)」となっております。設置期間の間に、年度も替わりまして、5月臨時会、予算・決算の特別委員会での審査もあります。

「速やかに実施するもの」については、必要に応じて議長あての中間答申もできる形となっておりますが、諮問事項への答申については、「次の議員改選期から反映する」と、こういう前提で今後の協議を進めていきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【加藤仁司君】 御異議もありませんので、「答申における反映時期」につきましては、次の議員改選期から反映するということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、そのように進めさせて いただきます。

それでは、改めまして、調査票について事務局に説明を求めます。

○書記【橋本 昇君】 それでは、御説明いたします。

お手元の調査票、これはA4の両面刷りでございますが、こちらを御覧いただきたいと 存じます。 調査票につきましては、左から、「No.」、「諮問事項」、「取り扱いの方向性」、「理由・意見」となってございます。このうち「取り扱いの方向性」につきましては、諮問の前段にありまして、議長提案(No.1、No.2、No.13の3項目)によるものにつきましては、本委員会での協議は必須と考えますことから、調査票では「協議を行う(議長提案)」としてございます。その他の項目については、「1 さらに具体な協議を行う」、「2 現状の扱いのままとする」との選択肢を設けてございますので、いずれかを選択し、番号に〇印を付けていただきたいと存じます。また、選択にあたっての理由や意見につきましては、一番右側の「理由・意見」の欄に、その内容を記載いただきたいと存じます。回答にあたりまして「2 現状の扱いのままとする」との場合でも、できるだけ「空欄」とせずに記載いただければと思ってございます。

裏面を御覧ください。

票の下段に、「諮問事項についての質問等がございましたら御記入ください」ということで記載欄を設けております。今後の協議の場におきまして、スムーズな回答や資料提供ができますよう、質問等がある場合は、併せて事前に記入いただきたいと存じます。

表面に戻っていただき、表の上部を御覧いただきたいと存じます。

提出期限でございますが、記載のとおり1月28日の金曜日の正午までに、事務局まで御 提出をいただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】

説明が終わりましたが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】

質疑もございませんので、質疑を終わります。

それでは、調査票につきましては、1月28日の金曜日の正午までに事務局へ提出くださいますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、次回の進め方について御協議いただきたいと思います。

先ほど、説明がありました調査票の扱いでございますが、各会派から提出いただいた調査票は、一覧表にした上で、各委員あて事前送付をいたします。その一覧の内容をもって各会派で確認いただき、次回の委員会では「各会派の考え方(意見)」を発表いただいた後、その取り扱いについて協議したいと考えております。集計結果としては、最終的に「現状の扱いのままとする」か「さらに具体な協議を行う」のいずれかになってきますので、次回の委員会で、その後、「さらに具体な協議を行う」かどうかを御協議いただきた

いと思います。そのような取扱いとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【加藤仁司君】 ただきます。 御異議ございませんので、そのように扱わせてい

以上で、協議事項の(1)検討項目についてを終わります。

○委員長【加藤仁司君】

次に、(2)次回の開催日程についてを議題とい

たします。

ここで、日程調整のため暫時休憩いたします。

午前11時16分

休憩

午後11時17分

再開

○委員長【加藤仁司君】

休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、次回の開催につきましては、令和4年2月15日の火曜日、午前10時からといたします。

それに基づいて、先ほど申し上げました調査票の結果一覧、これにつきましては、次回の委員会が2月15日ですので、2月上旬に各委員に御提示するという予定とさせていただきます。追って事務局のほうから連絡がいくと思います。

今、各会派持ち帰りの中で、先ほど少し申し上げました諮問事項17項目について、前回の議会改革推進委員会のときには、該当する委員会に具体的な協議を委任する、議会運営委員会に関することは議会運営委員会にというような振り方もしたのですが、今回はどうするか、これも併せて各会派持ち帰りをお願いし、次回に協議をするということにしたいと思っております。今ある諮問事項17項目を、関係する委員会、前回の議会改革推進委員会のときは議会運営委員会や議会広報広聴常任委員会に割振りをしたのですが、今回はこちらの議会改革検討委員会でこの17項目全てを検討するということでよろしいか、それとも該当する委員会に振るというような形をとるかどうか。これも併せて次回、会派協議の上、調査票に記入いただくということを追加したいと思いますがいかがでしょうか。

○委員【俵 鋼太郎君】 調査票に書き込んできてしまってよろしいですか。 例えば、諮問事項の3番と5番は議会運営委員会でやりたいなと思ったときには、この調 査票には書き込みするのですか。 ○委員長【加藤仁司君】 とりあえずは調査票の中に記入いただいて、その上で集計し協議をするという方向にしたいと思うのですが。逆に、現時点で決められるのであれば決めてのいいかもしれません。

○委員【俵 鋼太郎君】 おっしゃっていることは分かるのだけれども、取り扱う段になったときに、その辺はまた検討していけばよいのかなという気がするのです。 今の段階だと、全部、議会改革検討委員会でやりましょうということしか書けないと思うので、それは逆に、取り扱うかどうかを決めた後でということでよろしいのかなと思うのですが、皆さんにも意見を聞いていただければと思います。

○委員【鈴木紀雄君】 進め方の再確認をさせていただきたいと思います。 先ほど、1月28日までに提出すると。そこまでに一度会派で打合せをしなければならない わけですね。その後、2月上旬に、調査票の結果を集計したものを配付いただくというこ となんですけれども、その配付いただいたものをもとに、各会派でもう一度打合せをした 上で、2月15日の議会改革検討委員会で意見発表なりをしていただくと。かなりタイトな スケジュールになってくるのかなと思うのですが、それで間違いないわけですね。その上 で次のステップに入っていくということですね。

○委員長【加藤仁司君】 今、鈴木紀雄委員から御確認いただいたとおりで 進めたいと思います。かなりタイトなスケジュールになるかと思いますけれども、会派ご との協議は最低2回はしていただくような形になろうかなと思っております。

俵委員からの御質問の部分は、今それぞれに分けるのか、議会改革検討委員会で扱うのかをこの場で決めてしまったほうがいいということですか、それともそれは一切しないほうがいいということですか。

○委員【俵 鋼太郎君】 諮問事項17項目のうち、何項目を取扱っていくのかということの結論が出た後に、そのボリューム感を見て考えてもよろしいのかなと思っているのですけれども。

○委員長【加藤仁司君】 分かりました。そうしましたら調査票には記入せずとも、次回の議会改革検討委員会のときに、その状況を見てどうするかを決めたらどうかということですよね。皆さんはいかがですか。そんな感じでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【加藤仁司君】 それで、特に他の委員会等に委任するとかは関係 なく、皆さんから提出いただきます調査票の結果を見て、結果一覧を皆さんに御提示して 協議をされたものを、次回の議会改革検討委員会に持ち寄っていただいたときに、その結 果をもって、どうするかを決めるという形でよろしいですか。

○委員【鈴木紀雄君】

次回、結論をすぐには出せないのでは。

○委員長【加藤仁司君】

どうなるか様子は分かりませんが、とりあえず全 部の資料なりは揃えた上で、次回の議会改革検討委員会で協議をいただくということにな りますので、今は事前の段階のような格好なんですけれども、次回の進め方については、

先ほど述べたような形でと思っております。そういう方向でよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員【田中利恵子君】 そうしますと、少し整理をさせていただきたいの ですが、次回の議会改革検討委員会で協議する内容について、もう一度確認をさせていた だきます。よろしくお願いいたします。

○委員長【加藤仁司君】 次回の議会改革検討委員会はまさしく、今回お示 しした検討項目、これについてまず各会派で1月28日までに提出いただく調査票の結果一 覧を見ながら皆さんで協議をいただくということがあります。

2月15日は、1月28日までに提出いただいた調査票を、2月上旬に事務局のほうから各 委員あて一覧表として送付いたします。その一覧表を出した上で、それを協議するのが 2 月15日ということになります。

○委員【鈴木紀雄君】 段取りはそうなのですが、先ほど申し上げたとお り、その前に各会派で、集計された調査票の結果一覧をもとに協議をして持ち寄ってくだ さいと。そして最終的に2月15日の議会改革検討委員会で討議をしましょうということで よろしいわけですね。

○委員長【加藤仁司君】 2月上旬に配付する一覧表には、各会派の意見が 出てきますので、その意見を見た上で、各委員は2月15日の議会改革検討委員会に臨むも のですから、それはあとは会派事情ですから、会派の中で協議した上で、他会派はこんな 状況だとかいうのを見ながら協議していただいたものを持ちながら、2月15日の議会改革 検討委員会に臨んでいただきたいということです。会派で協議するかしないかはこちらの ほうでしてくださいとも言えませんし、協議をしない会派もあるかもしれません。そんな 状況です。

そんな中で、結局、1月28日までに提出されたも ○委員【鈴木紀雄君】 のを集計いただくと。2月上旬に配付いただいたもので、先ほど俵委員からもあったよう

に、いろいろな記載の方法が出てくるのではないかなと思っているわけです。そうすると、その集計されたものを各会派の中で協議したとしても、また2月15日の協議の場では、いろいろな意見がまた出てくるのではないかと想定ができるわけです。そういうふうな中でいくと、次回の2月15日というのは、簡単に結論にもっていけるわけではなくなって、先ほどの、協議するかしないかということも含めて、少しペンディングになる部分も出てくるのかなという想定もされるわけです。そんな懸念をしております。

○委員長【加藤仁司君】 実際に、2月15日にどういうふうな協議内容になってくるかまでは想定できませんけれども、とりあえず各会派からの意見を出していただいて、それは第一弾としては1月28日までに出されたもので承知をするわけなのですけれども、場合によっては各会派で、2月上旬に各会派の意向が出てきたときに、会派としては、例えばAとして出したけれども、やはりBのほうにするということも考えられますので、それは2月15日の時点で、各会派から発表してもらうといったときに、最終ではないのですが、とりあえず協議した中で、うちの会派ではAだったんだけれどもBにしたいと思うとか、そういったものも出てくるという想定した上での協議、このような感じで考えておりますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【加藤仁司君】

それではそのようにさせていただきます。

○委員長【加藤仁司君】 以上で、本日の議題につきましては、全て終了いたしましたので、議会改革検討委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時27分

散会

# 議会改革検討委員会提出事項(令和4年1月18日)

- 1 協議事項
  - (1)検討項目について
  - (2) 次回の開催日程について